平成２７年（フ）第１６９号
静岡県裾野市御宿690番地の７、前住所静岡県裾野市呼子２丁目６番10号
債務者　佐藤　正恵
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
京都府舞鶴市吉野855番地３エステート富士Ⅲ203号室、住民票上の住所京都市右京区西京極畔勝町54番地１西京極ガーデンハイツ232号
債務者　藤本　信仁
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第７００号
大阪府南河内郡太子町大字春日1531番地の７
債務者　大奥　由希（旧姓横川）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７２６号
堺市堺区出島町２丁７番51―304号
債務者　伊藤　亨一
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７４１号
大阪府柏原市国分西２丁目６番32号
債務者　大槻　尚敏
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７４２号
大阪府柏原市国分西２丁目６番32号
債務者　大槻　眞弓
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
岩手県二戸市金田一字大沼24番地
債務者　佐藤　　心
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第２４号
岩手県二戸市米沢字下平53番地２
債務者　三角　和幸
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第２５号
岩手県久慈市門前第５地割20番地１　平和荘10号、前住所静岡県沼津市庄栄町10番35号グレイスミヤ壱番館202号室
債務者　添田　　順
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第４０号
山形県鶴岡市大塚町13番26号メゾンドＬ101号室、前住所宮城県仙台市泉区七北田字朴木沢93番地の３　ヴィラＩＺＵＭＩセントラル506
債務者　樋口　宏一
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第５４号
新潟県上越市西本町４丁目５番30号　御幸セントラルハイツ101号
債務者　橋立　　勉
1　決定年月日時　平成27年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第５８号
新潟県上越市加賀町２番15号　テラスハウスＡ棟１号
債務者　堀　　俊也
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１６１号
香川県高松市太田下町2533番地１　プレスティージュⅡＣ棟102、申立時の住所香川県木田郡三木町大字下高岡2403番地25
債務者　稲澤　昌幸
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６２号
香川県高松市太田下町2533番地１　プレスティージュⅡＣ棟102、申立時の住所香川県木田郡三木町大字下高岡2403番地25
債務者　稲澤さおり（旧姓南川）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３０号
千葉県鎌ケ谷市富岡２丁目11番７号
債務者　加川　省二
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２７２号
千葉県柏市五條谷１番地16
債務者　田中　智美
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３２５号
千葉県柏市新柏４丁目８番地３　シーグレイス新柏201号
債務者　友野美惠子（旧姓新保谷）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部